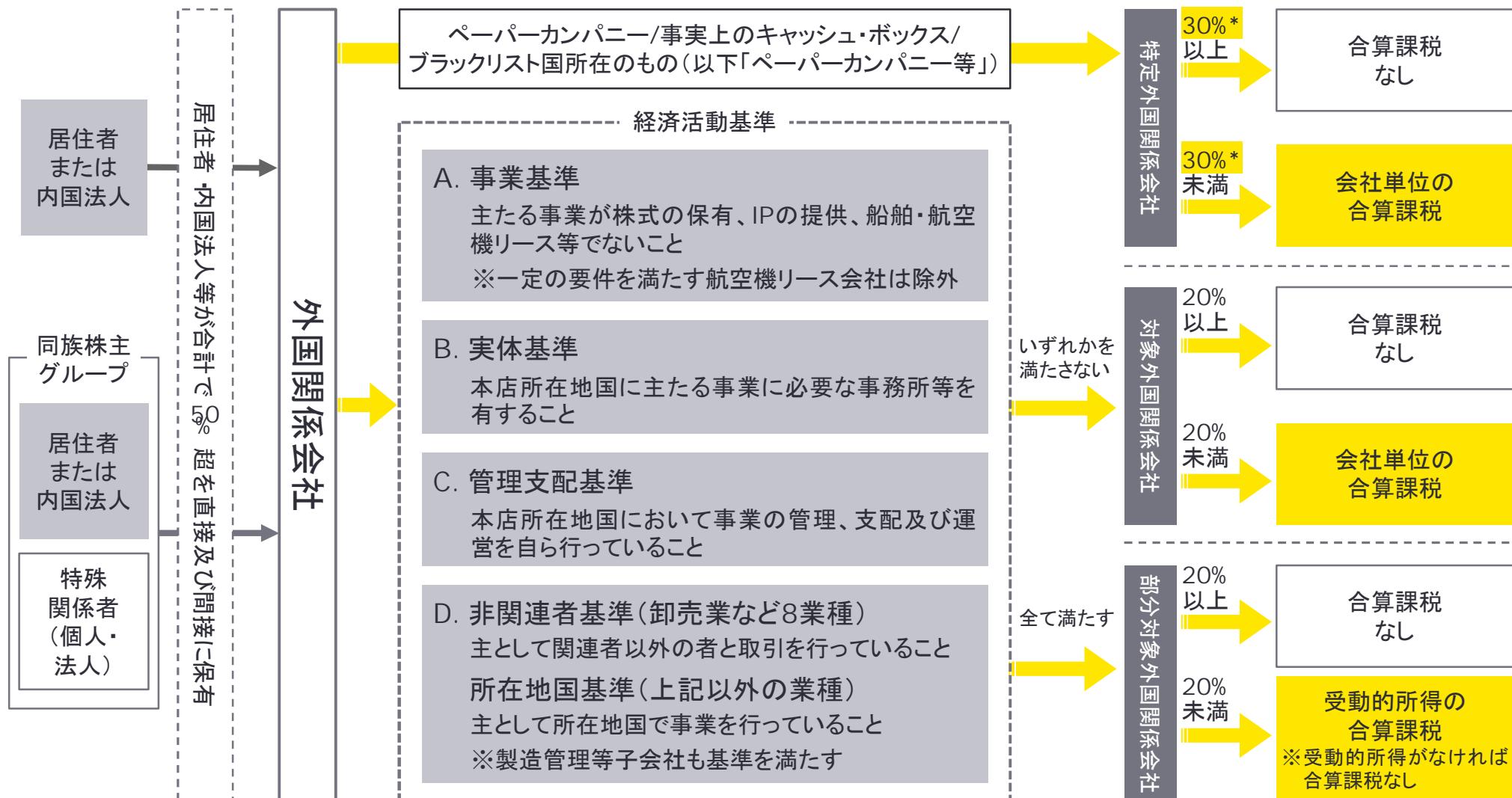




税金コストの削減 EY税理士法人

J-CFC税制の判定イメージ図(全体像)



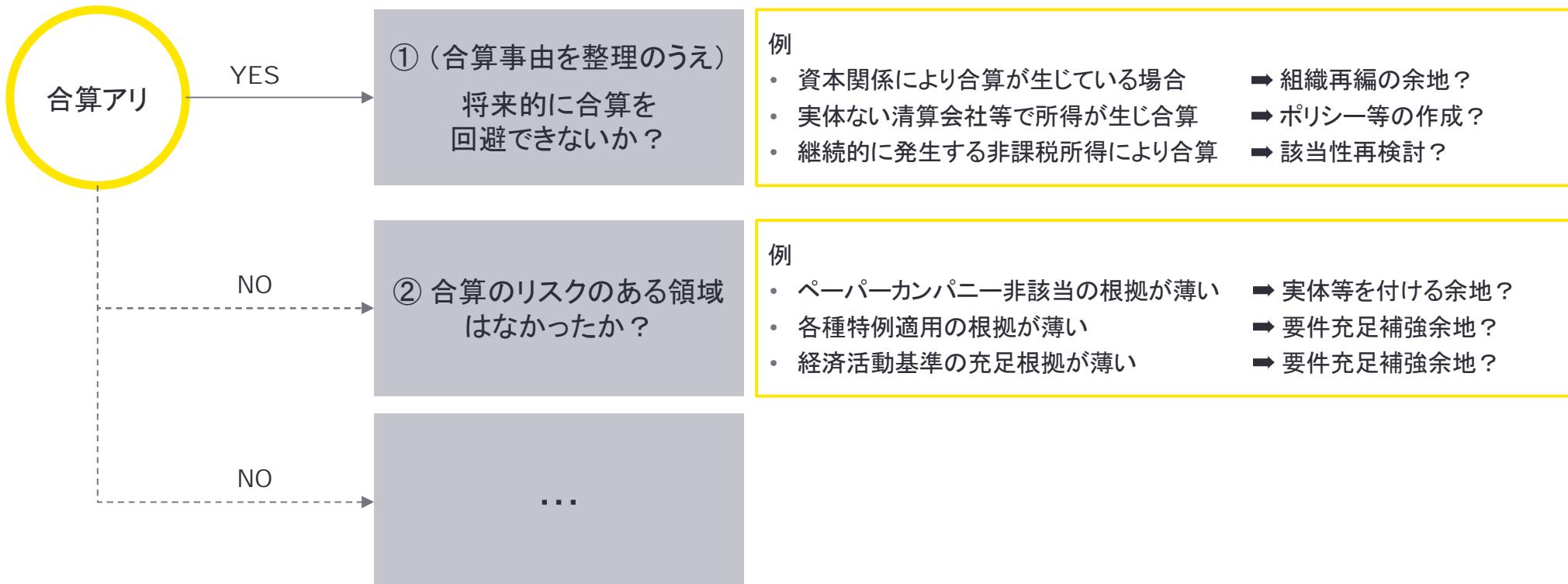
出典: 財務省 平成29年度 税制改正の解説を基にEY作成

*内国法人の令和6年(2024年)4月1日以後開始する事業年度については、27%に引き下げ

受動的所得の合算課税制度 部分課税対象金額の計算(一般事業子会社)

対象所得の範囲		対象所得から除外されるもの	収入金額 ※左記項目の除外後	控除金額
一	配当等	持株割合25%以上の株式等に係る配当 (注)一定の資源投資法人から受ける配当にあっては、10%以上	剰余金の配当等の額	直接費用の額 負債利子配賦額
二	利子等	業務の通常の過程で得る預金利子、一定のグループファイナンスに係る貸付金利子	受取利子等の額	直接費用の額
三	有価証券の貸付けの対価	—	貸付対価の額	直接費用の額
四	有価証券の譲渡損益	持株割合25%以上の株式等に係る譲渡損益	譲渡対価の額	譲渡原価の額 直接費用の額
五	デリバティブ取引損益	ヘッジ目的のもの、一定の商品先物取引業者等が行う一定のデリバティブ取引に係る損益	利益の額または損失の額	
六	外国為替差損益	事業(外国為替差損益を得ることを目的とする事業を除く)に係る業務の通常の過程で生ずるもの	利益の額または損失の額	
七	金融資産等から生じる上記各種所得以外の所得	ヘッジ目的のもの	利益の額または損失の額	
七の二	保険所得	—	収入保険料－再保険料	
八	有形固定資産の貸付けの対価	一定のリース事業に係る対価、本店所在地国使用資産等に係る対価	貸付対価の額	直接費用の額 (償却費の額を含む)
九	無形資産等の使用料	自己開発等一定のものに係る使用料 (注)無形資産の範囲は、現行の事業基準における無形資産の範囲と同様	使用料	直接費用の額 (償却費の額を含む)
十	無形資産等の譲渡損益	自己開発等一定のものに係る譲渡損益 (注)同上	譲渡対価の額	譲渡原価の額 直接費用の額
十一	外国子会社に発生する根拠のない異常な利益 (注)資産、人件費、減価償却費等の裏付けのない所得	—	所得に相当する金額	

税金コストの削減(合算税額の削減)



- ✓ 合算がある場合でも、なかった場合でも、現況を改善できる領域がないか、アドバイザリーチームと協議することが望ましい
- ✓ 理想的には、別表作成後のラップアップ等のミーティングで、上記アドバイザリー領域についてもクライアントと議論できることが望ましい

→ コンプライアンスの報告会前後で、アドバイザリーチームと結果の共有や協議の機会を設けることが望ましい

① 合算があった場合のアドバイザリー検討項目例 ー さらなる合算リスク低減検討

資本関係により合算が生じている場合

例: 配当収入を合算から控除できる持分25%を充足していない

Key Considerations

- ・グループ内全体では100%持分を保有しているなど、グループ内で持分を調整できる余地はないか？
- ・組織再編を簿価取引で実施できる余地はないか？(外国子会社所在地国及び日本側)

Action points

- ・上記についてアドバイザリーチームと協議
 - ・資本関係図
 - ・対象の外国関係会社の居住地国
 - ・現状の株主及び対象会社等のJ-CFCポジション

実体ない清算会社等で所得が生じ合算されている場合

例: 清算・休眠会社等で、清算手続開始のための債権債務を整理する過程で生じる債務免除により所得が発生してしまっている

Key Considerations

- ・清算手続開始や休眠会社化すると、一般的に経済活動基準を充足できない可能性がある
- ・清算手続開始や休眠会社化前に、重大な損益が発生する可能性のある(税務上免税含む)取引を可能な限り実施できないか？

Action points

- ・上記についてアドバイザリーチームと協議
 - ・クライアントにおける外国子会社の清算や休眠会社化の検討プロセスを確認
 - ・上記に応じて必要なアクションを検討
 - ・現状の株主及び対象会社等のJ-CFCポジションの把握

② 合算はなかったものの潜在的リスクへの対応事例

ペーパーカンパニー非該当の根拠が薄い

例: 買収ビークルなどが実体がないままになっている一方で配当や所得などが集約されるケースがある

Key Considerations

- ・ 実体基準の充足(事務所等の存在と費用支出、利用)や、本店所在地国における管理支配基準(役員報酬支出、取締役会の開催場所、議事録や執行場所の確認)の充足余地確認

Action points

- ・ 上記についてアドバイザリーチームと協議
 - ・ Key Considerationsに係る現状の把握
 - ・ クライアントと上記Key Considerationsの余地について、ディスカッションの機会を設ける
 - ・ 現状の株主及び対象会社等のJ-CFCポジションの把握

各種特例適用の根拠が薄い

例: 統括会社において、統括特例の要件充足が甘いケース(統括業務を契約に基づいた形で提供していない)

Key Considerations

- ・ 統括会社が提供する統括業務内容に関する実態
- ・ 統括会社が提供する統括業務が契約に基づきなされているか？

Action points

- ・ 上記についてアドバイザリーチームと協議
 - ・ 統括会社が提供する統括業務に関する実態・契約有無に係る確認
 - ・ クライアントと上記Key Considerationsに係るディスカッションの機会を設ける
 - ・ 現状の株主及び対象会社等のJ-CFCポジションの把握

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーサス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革及び事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務及びトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2025 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権に関して記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

ey.com/ja_jp